

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 6月 26日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

合島集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈作業の労働力が軽減されている。今後も継続していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地が集積されている。今後も継続していく。
- ・稲作だけでなく、田や畑を利用し複合化した農業経営を行っていく
- ・集落（地域）外から新規就農希望者を受け入れて、集落（地域）内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。